

# 熊本地震の発生に伴う一時金の請求期限の延長について

## ～ 熊本県在住の方の一時金の請求期限が平成 28 年 9 月 30 日に延長されます ～

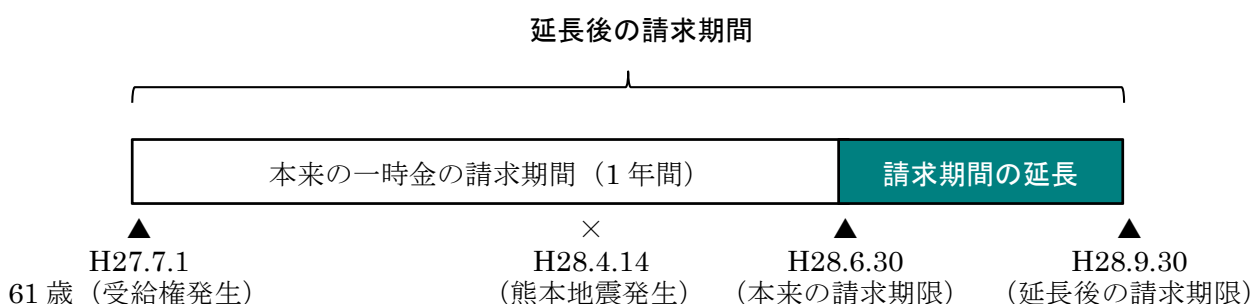
このたび発生した熊本県熊本地方を震源とする地震により被害を受けられた皆様に心よりお見舞い申し上げます。

農林年金が年金に代えてお支払する一時金の請求期間につきましては年金受給権発生日（厚生年金にご加入されている方については厚生年金の被保険者資格を喪失した日の翌日）から 1 年間とされていますが、平成 28 年熊本地震に際し災害救助法が適用された熊本県内全 45 市町村の区域に住所を有する方で、地震が発生した平成 28 年 4 月 14 日から同年 9 月 29 日までの間に一時金の請求期限が到来する方については、同月 30 日までその期限が延長されることになりました。

※ご不明な点等がございましたら、農林年金までご連絡をお願いいたします。

延長の対象者	熊本県の市町村の区域に住所を有する年金受給者で H28. 4. 14 から H28. 9. 29 までの間に一時金の請求期限が到来する者
延長後の一時金の請求期限	H28. 9. 30

【例】熊本県に在住する S29 年 7 月 2 日生まれの方の場合



<この件に関するお問合せ先>

農林漁業団体職員共済組合（農林年金）企画部企画課

〒101-8511 東京都千代田区内神田 1-1-12 コープビル 10 階

電話 03-3219-3102      FAX 03-3219-3153